

静岡県教育委員会

議事録

令和2年度 第2回定例
4月20日（月）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年 4月20日に教育委員会第2回定例会を招集した。

1 開催日時 令和2年 4月20日（月） 開会 10時00分
閉会 12時20分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明
委 員 加 藤 百合子
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時

事務局（説明員）	松 井 和 子	教育監
	塩 崎 克 幸	参事（学校改革担当）
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	関 大 康	I C T教育推進室長
	青 木 康 行	財務課長
	松 下 明 生	教育施設課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	宮 澤 礼 子	幼児教育推進室長
	本 多 伸 治	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	橋 野 太 輔	教育総務課部付主査

4 その他

- (1) 第1、2、3、4号議案は可決された。
- (2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

本日の定例会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットを活用して開催する。本日は議案についての協議のみを行い、決議についてはおって書面で行いますので、御承知おきいただきたい。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

報告事項1 SNSを活用した相談体制構築事業報告

教 育 長： 報告事項1「SNSを活用した相談体制構築事業報告」について、中山教育政策課長より報告願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： いくつか質問があるが、まずこのサービスで相手をするのは、委託先が準備した人であると思うが、それで良いか。それから、その「相手をする人」が本当に児童生徒を適切に受け入れて対話をする能力を備えているのか。さらに、やり取りの記録をしっかりと取っているのか、ということについて聞きたい。

教育政策課長： まず、相談の対応者については、藤井委員お見込みのとおり、委託先の事業者が準備した相談員である。この相談員には一定の資格を求めており、臨床心理といった専門的な知識を持った人である。相談内容については、全て文字で残しているため、我々が全てを見ているわけではないが、必要に応じて事業者から提供を受ける形となる。

藤 井 委 員： 承知した。もう1点、資料2ページ表中の「事案」という所で、中学3年生の女子がリスクをしているとあるが、リスクとは何か。

教育政策課長： リストカットの略である。分かりづらい表現としてしまい、申し訳ない。

藤 井 委 員： 承知した。

教 育 長： 他に意見はあるか。

伊 東 委 員： 今の説明の中で少し気になったが、取ったログについては提供を頂けるということだったが、ログの所有者は誰になるのか。

教育政策課長： 事業者である。

伊 東 委 員： それで良いのか。

教育政策課長： 匿名の情報である。

伊 東 委 員： 匿名であるにしても、児童生徒の相談内容の権利を事業者が持つという形の契約で良いのか、という気がする。

藤 井 委 員： 伊東委員の御意見に同感である。委託者である教育委員会が所有権を持つべきであると思う。事業者が全て法的に所有しているのはおかしいと思う。

教育政策課長： 法的な関係については、おって確認する。現状については、事業者の方にログがあるという形である。

藤 井 委 員： 万が一事業者がログの所有権を主張するのであれば、事業者が主張する理由と、別途の使用目的の有無を知る必要があり、別途の目的があるのであれば、契約上制限をかけるべきである。

教育政策課長： 契約内容を確認した上で整理をさせていただければと思う。

藤 井 委 員： 承知した。こういった相談のツールを常時開設するという考え方は無いか。

教育政策課長： 常時開設する場合は、予算と費用対効果との関係があり、現時点は予算の1,800万円の中で、出来得る最大のサービスとしてこの相談を設

定しているが、実施結果の分析を行い、より拡充する必要があるれば、現在のように国庫補助事業に頼らず、県単独で予算を取りにいてやるべきであるという議論はあり得る。

藤井委員： そうであるならば、この仕組みが有効か否かという評価をしっかりとしなければいけないと思う。一つの考え方として、内容次第ではあるが、様々な悩み事や相談事に潜んでいるものを、しっかりと引き出す手段として、また、そういった悩みや相談事がある人たちの心の居場所として、常時開設は意味があると思う。よって是非しっかりと評価をして、可能であるならば常時開設をするのが望ましいと思う。

教育政策課長： 評価については、健康福祉部と連携をして、しっかりとやっていく。

藤井委員： もう1点、今回はこの状況に関して1年分まとめて報告を頂いたが、少なくとも、昨年度に関しては3回実施しているので、是非、各回ごとに報告を頂きたい。

教育政策課長： 長期休み明けごとに報告をさせていただく。

藤井委員： そのように願いたい。

渡邊委員： 資料2ページ、4の②広報活動の効率化について、一本化による予算節約という部分があるが、これまでは39歳以下の方へのお知らせの仕方と、特に小、中、高校生に向けてのお知らせの仕方を別々に行っており、児童生徒向けの広報活動をしていたかと思うが、一本化によって、特に児童生徒達に届きづらくなる、といったようなことはないか。

教育政策課長： そういったことはない。基本的に学校向けの広報は、事業を一本化しても、健康福祉部で全ての広報を行うわけではなく、学校への広報は引き続き教育委員会で行う。

渡邊委員： 承知した。効率化ということで、これまで丁寧にやってきたことが届きづらくなるといったことがあってはならないため、広報の仕方については、これまで以上に慎重に取り組んで頂きたい。

教育政策課長： 承知した。

藤井委員： もう1点、このSNSというのは、LINEやTwitter、Facebook等があると思うが、何を使用しているのか。

教育政策課長： LINEである。

藤井委員： 承知した。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

＜非＞第1号議案 令和2年4月県議会臨時会に提出する議案

教 育 長： 第1号議案「令和2年4月県議会臨時会に提出する議案」について、青木財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： まず、補正予算の承認スケジュールについて確認したい。それから、資料2ページの「クラウド学習推進事業費」の内容で、「県立学校と家庭をつなぐオンライン学習に必要な環境を整備する」とあるが、これは具体的にどういう環境を整備するのか。

財 務 課 長： 1点目について回答する。4月28日に県議会臨時会が開催されるため、この臨時会で補正予算を上程し、当日中に関連する委員会を開き、予算案について質疑を経た上で議決を頂き、同日中に予算が成立する見込みである。

I C T教育推進室長： クラウド学習推進事業費の環境整備については、今回使用しているWeb会議のシステム「Zoom」のライセンスを、全県立高校に付与する。この会議でもマイクとカメラを使用しているが、一般的なものを購入すると2,000円程度で購入できるが、もう少し高性能なものを用意して、これについても全県立学校に配備する予定である。一番大きいのは、以前説明させて頂いたこともある「GIGAスクール」のパソコン整備である。今年度は小学校5年生、6年生、中学校1年生が対象であったが、国庫補助が絡むものの、令和3年度から令和5年度にかけて予定していたタブレットの機器整備が全て前倒しとなったため、義務教育段階の子どもたちには、令和2年度で全てのタブレットが整備されることとなる。以上が、主な整備の内容である。

藤 井 委 員： 今の説明では、小、中学校に関しては、生徒一人一台が前倒しになるということだが、県立高校における一人一台は、いつ実現するか。

I C T教育推進室長： その点については、現在検討中であるが、基本的に高校生はスマートフォンを持っており、現時点ではスマートフォンを使用するのが有効な手立てであると思うが、実際に今回の臨時休校において、県立高校のうち7校ほどが、パソコンやスマートフォンを活用して、オンライン指導による家庭学習を行っている。画面サイズは様々であり、本来はタブレットほどの大きさのものが良かった方が良いと思うが、現実的に考えるとスマートフォンや、あるいは年度当初、教材の代わりに購入をしてもらうといった方法も含めて、今後詰めていきたい。

藤 井 委 員： 承知した。小、中学校はともかく高校に関しては、基本的に生徒自身あるいは生徒の家庭に何らかの接続環境があるという前提で捉えているということか。

I C T教育推進室長： 家庭環境という点で言うと、スマートフォンは当然自分のキャリアーでギガの方をたくさん使うことになると思うが、全ての家庭にWi-Fi環境があるか、という点については、まだ調査をしていない。今回のコロナ対策の関係でソフトバンクやauといったキャリアーの方

で、50ギガまでは無料にするという話もあるが、実際にオンライン学習をやるとなると、家庭には必ずWi-Fi環境が必要になると思う。そういった点も調査を踏まえながら考えていきたい。

藤井委員： 承知した。いずれにしても、たまたまコロナが契機となり、ICTを活用した教育が進んでいくと思うが、絶好のチャンスと捉え、是非全ての児童生徒が、そういった環境の中でしっかり学習ができるよう努力して欲しい。

教育長： 承知した。他に質疑等はあるか。

小野澤委員： このクラウド学習推進事業費の中には、先生方が実際にオンライン授業をするための、授業研究費のようなものは含まれているか。

ICT教育推進室長： 先週末の新聞に載っていたと思うが、三島市の方の業者が遠隔授業関係の先生向けの講座を立ち上げている。4月10日に現在のクラウド環境でできることについて、県教育委員会から各学校に発信をしており、今現在、学校の方からは「Zoomを使いたい」「生徒用のGoogleアカウントが欲しい」といった問い合わせを頂いている。しかし、こういったことを得意とする学校については、どんどん進んでいくが、あまりICTを活用していない学校もあるため、そういった所については、こちらから支援をしたり、ICT支援員といった存在が必要になると思う。ただ、クラウド学習推進事業費については、小野澤委員からの御質問にあった授業研究費といったものは入っていない。

小野澤委員： 承知した。

渡邊委員： この予算がついて、各学校ごとに様々な努力をされていくと思うが、各学校で別々のメニューを立てて、別々に配信していくのでは、各学校の先生の能力によって内容も異なるものになってしまう。早く環境整備したいという部分においては、先生個人の努力に任されてしまう部分も多くなってしまう。ある分野や教科によってという所はあるが、得意な先生が作成したものを、似通ったレベルの似通った授業をしたいというニーズがあるのであれば共有するなど、良いものを皆で共有しながら苦手な先生も段々慣れていくといった、臨機応変な対応も必要であると思う。

ICT教育推進室長： この定例会の後で、伊豆総合高校のオンライン授業を御覧頂こうと考えていたが、データ量が大きく作業が間に合わなかったため、グーグルドライブに載せたいと思っている。進んでいる学校と進んでいない学校に差が出ているということについては認識しており、現在のクラウドのサービスも様々なものがあるが、県として一つ各学校共通のクラウドの使い方やシステムをこれからも考えていきたいと思う。

渡邊委員： 場合によっては、NHK教育テレビの教材を見るということを課題にして、それについてのやり取りの部分だけオンラインで実施するなど、教材を作るという部分に集中してしまうと先生方の負担になってしまったりもするため、上手に既存のものを利用しながら進めていくのも手であると思うので、その辺りの意識の共有をお願いしたい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 環境を整備していくという点においては、だいぶ進んでいくと思うが、今、渡邊委員の御意見にもあったように、ある程度共通したコンテンツを作っていくといったことを進めていくべきであると思う。その際に、著作権の処理が問題となりやすいが、その辺はしっかりと準備できているか。

ICT教育推進室長： 著作権については、授業目的の公衆送信補償金制度というものがあり、今年度当たりで予算の関係が出るという話があったが、インターネット上の著作権を一括管理するSARTRAS（サートラス）という団体から、今年度に当たっては、目的の補償金について、免除するという文書が出ている。ただし、令和3年度になるとしっかりかかってくる形になるため、対応する予算の確保をお願いしたいという文書も出ているが、今年度については、無償となっているため著作権の問題についてはクリアしていると考えている。

伊 東 委 員： 何が著作権に引かかるか、という点をチェックする体制は整備されているか。

ICT教育推進室長： 正直に言ってチェックする体制までは整っていない。学校に対してもその点については出せていないのが現実である。例えば、オンデマンドで実施する場合や、スタジオ型で実施する場合といったものがあると思う。そういった点について、こちらも掴んではいるが、学校には周知出来ていないため、伊東委員から御指摘頂いた点も含めて、学校に周知していきたいと思う。

伊 東 委 員： オンラインの学習環境に関して、日本で一番知見を持っているのは放送大学である。放送大学とコネクションを取って相談をしてみると良いと思う。

ICT教育推進室長： 承知した。

藤 井 委 員： 伊東委員から御指摘があった点にも繋がるが、これから県が新たに独自にコンテンツを開発する、またはコンテンツの開発に取り組むということはあり得ると思うが、そういう場合の著作権の考え方や在り方について、県としての指針、方針を予め持つておく必要がある。一方で前回の総合教育会議の際に触れさせて頂いたが、所謂教育ビッグデータを県としてどのように捉え扱っていくかということについても、県全体ですっきりした考え方を予め持つておく必要があると思うので、その点でも教育委員会の中でタスクフォースを組んで、今お話ししたような点について、しっかり取り組んでいくことが必要だと思う。

ICT教育推進室長： 御意見頂いた点を参考として、検討していきたい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第1号議案についての協議を終了する。

藤井委員： 会議の進行について述べさせて頂くが、定例会のWeb開催について、協議をしたのみではなく議決をしなければならないと思う。冒頭で教育長から御説明頂いた、後ほど書面で確認をするというのは構わないが、この場で議決をすることで法的に問題はあるのか。

教育総務課部付主査： 法的な問題とは異なるかもしれないが、Web開催については前例がなく、文部科学省への問い合わせを行った所、Web開催については、定足数の関係から議決までは行えず、協議終了後書面で確認すること、との回答であった。

藤井委員： そうであったとしても、議決についてはしっかりと行い、それを担保するものとして書面を取れば良い。議事録には、しっかりと議決に関する意思を残すべきである。

教育長： 藤井委員の御意見について承知した。改めて議案に関する意思を確認する。本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

教育長： 第1号議案について可決する。

<非>第2号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第3号議案 教職員の懲戒処分

<非>第4号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和2年度第2回教育委員会定例会を閉会とする。